

國第五回參議院運輸委員會會議錄第十一號

昭和二十四年四月二十六日(火曜日)

本日の会議に付した事件

○航路標識法案(内閣提出)
○港則法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

○委員長(板谷助君) これより全議題を開きます。本委員会に航路標識法案が付託になつております。これを議題頭に供します。先ず政府委員の御説明を願います。

從來航路標識に関する法令として
は、明治二十二年に制定された勅令の

「航路標識條例」というのがあります
が、これは田辺法施行前のものであ

り、新憲法が施行になつた今日の法会
体制上形式的にも甚だ現代に不相應な

ものでありますし、その内容においても現精算に適應しないものであればす

ので、船舶交通の安全を確保し、船舶の運航能率の向上に資するため、航路

標識の設置、維持及び運営に関する新
たな規律を制定する必要があります。

これが航路標識法案を國会に提出する理由であらね。本法案は、航路標識

規則に全面的な改正を加え種々の新規規定を盛り込んだものであります

が、その内容の要点は次のとくあります。

一、法律の目的及び航路標識といふ用語の定義についての規定を設けま

第十三部 參議院運輸委員會會議錄第十一号 昭和二十四年四月二十六日

卷之三

原則として海上保安廳において行うとしました。三、海上保安廳以外のものにも自己の業務のためにみ使用する場合等の事由があるときは、上保安廳長官の許可の下に、航路標識の設置及び管理を認めることとしました。四、海上保安廳長官は、海上保安廳以外のものが設置した航路標識についても監督権を有し、その所有者又は管理者に対し、必要があると認めるときは、その修理、改善、移転、撤去等の措置を命ずることができることとし、特に必要があるときは、直接に修理し又は使用することができる。五、航路標識の現状に変更があつたときは、海上保安廳長官はそれについて、告示を発する旨の規定を置きました。六、航路標識の事故を発見した者はこれを海上保安廳の事務所に通報すべき義務を課すこととしました。七、航路標識の保全のため、類似燈火は航路標識の使用を制限し障害となる工事若しくは作業又は植物の植栽に対する制限をし、航路標識を損傷する虞れのある行為を禁止する等の規定を置きました。八、損失補償についての規定を設け、廳間及び訴願の制度を規定して人の権利の制限に対し償償を期しました。九、罰金額を現代に相應したもに改めました。以上簡單であります。提案理由の御説明を終ります。何と慎重御審議あることをお願いいたします。

○委員長(板谷謙助君) 次に港則法の一部を改正する法律案を議題に供します。これに対する質疑はありませんか。ありますならどうぞ。

○丹羽五郎君 今日やりますか。

○委員長(板谷謙助君) ええ、今日片附けて衆議院に廻してしまいたいと思います。若し研究の面で質疑があるようであつたら必ずしも今日やる必要はないんですが……

○丹羽五郎君 現在港長は何名くらいあるのか一應お尋ねしたいと思います。

○政府委員(大久保武雄君) 申在この港則法は港域法の定めておりますところの四百十八港に対して適用されております。その中で特定港五十六港に港長を置くという建前に相成つておりま

す。

○丹羽五郎君 この港則法の改正をいたしまして、将来港長を増減するという政府に意図はあるのですか。

○政府委員(大久保武雄君) 只今港長の定員につきましては、予算上なかなか完全なる充足すらできない、よくな

状態でございまして、一部の港におきましては、海上保安廳の出先機関の職員をして港長を兼任させると、う指揮も取りまして、海上保安廳の本來の行政と、港の安全に関する警察行政とか両々円滑に連携いたしまますような便宜的な手段を取つておりますような次第でござります。

○小野哲君 港則法の一部をこの際改正する場合に、特定港の外にもこれを

適用するということになるのですが、この法律施行に伴つて経費はどういうふうになつておりますか、伺つて置きたいと思います。

○政府委員(大久保武雄君) 港則法の港長制度に伴う事務所設置に関する議経費は一應計上せられてござりますが、本法施行によつて特段の設備費その他を要するといふ次第ではないのでござります。

○委員長(板谷順助君) 例えば小樽の港ですね。港内が非常にどうも汚い、掃除しきるといふようなことを関係方面から命令された場合においては、市の負担においてやつておるといふような実例もあるのですが、その区別は一体どうなるのですか。大隅さん、樺須賀、港あたりの掃除はどうしておりますか。

○大隅憲二君 清掃ですか、まだやつていません。

○委員長(板谷順助君) やつてしませんか。國がやるのか、或いは市がやるのか、それがはつきりしない。関係方面から命令するのだからどうもしようがない。

○政府委員(大久保武雄君) 今度港内の水質汚濁の防止に関する規定を設けておりますが、從來はそういう規定もございませんので、殆んど海上保安廳といたしましても、手を着ける方法もなかつた次第でございますが、今後におきましては、水質汚濁、例えば鹿芥の捨場といったよろんな場合におきましては、港内におけるごみ船を利用し、そらしてこれを捨てさせておるといふ

ことができまするし、この場合におきましては、「み船の経営者との間の一つの協定になるものと存じます。尙又不当に石炭から等を投棄いたしました者に対しまして、原状を回復せしめるという措置は、海上保安廳として強制できることになつております。

○小野曾君 只今の政府委員の説明によりますと、この港則法の改正に伴う経費は、主として施設費にあるよう伺つたのですが、従つて今委員長からもお話になりました港内の清掃等に要するための費用は、この改正法の中に必要な措置をしなければいけない。こうしたことになつておりますので、これは恐らく義務費になつて来るのではないか、こう思うので、従つて、これららの経費が二十四年度の予算にどの程度計上されているか、そうでなければこの改正法律案が成立いたしましても、なかなか実行は困難であり、同時に海上保安廳の経費の中から支弁するのか、或いは又当該港湾の種類によりましては、國の直轄のものもある、或いは又地方公共團体のものもあるし、いろいろと種類があるだらうと思ふので、従つて経費の負担個所も色々になるのではないか、こういうふうな点を見通しをつけて、この改正法律を実施されるのか、この点更に伺つて置きます。

907]

する一つの交通警察的な行為をいたしました機関でありますので、港長側の経費といたしましては、さような費用は見込んでいないのです。それぞの港の経営者、或いは港の清潔、整頓に関する阻害行為を行いました者に対する一つの法律に基く原状回復の強制といつたような面からいたしまして、港を維持して行く、かような統合になると存しておる次第でございます。

○丹羽五郎君 今度の港則法の改正によりますと、特定港以外にも港長の権限をそれに付与するようになつておりますが、そうしますると、地方警察との関係は、特定港であれば港長によつて港内の処理その他ができますが、

特定期以外に「それを及ぼす」と「」になつて来る、地方警察との間ににおける職域上の分岐点が、私ははつきりしないように考えておりますが、その点はどうなんですか。

○政府委員(大久保武雄君) 陸上の警察と港長との権限の地域的分配でござりますが、この点に関しては、海上保安廳法に基きまして、港湾、海峡その他の水域と、沿岸水域といふことに相成つておしまして、その港がどの範囲でありますかと、しあことは、別に港域法でこれを定めることに相成つておる次第でございます。そこで港域法におましましてそれ、從來の実情等も勘案いたしまして、各港にそれ、貝体的に港の範囲を設定をしております次第でございます。そこで港域法によつて設定せられました港の領域に關しましては、海上保安廳並びに海上保安廳の機関でありますところの港長の権限が法律的に規定になる、かよう

に相成る次第でござします。

○委員長(板谷謙助君) どうも今小野委員の質問に対する答弁が納得ができないのでござります。それ

ぞの港の経営者、或いは港の清潔、整頓に関する阻害行為を行いました者に対する一つの法律に基く原状回復の強制といつたような面からいたしまして、港を維持して行く、かような統合になるものと存しておる次第でございます。

○政府委員(大久保武雄君) 「ごみ船は、特定期内においては、前項に規定する廢物を處理しようとするときは、命令の定める標識を附したごみ船であつて」これは勿論その海上保安廳が直轄の「ごみ船なんでしょうな。

○委員長(板谷謙助君) 「ごみ船は、私共は特定期の「ごみ船」という考え方でございませんので、おのづこ、そういうごみ船の一つの事業体と、うものがございまして、まあそれと船舶との間の一つの契約行為と、かのように想定をいたしております次第でございます。

○委員長(板谷謙助君) どうもそつと分らん。」「ごみ船」と「ごみ船」はつまり何ですね、清掃の目的を達するためにこれを処理する、勿論この取扱いわゆる取扱規則であつて、予算が伴うのでないようなお話であるが、大体特定の港を清掃する場合において、誰が捨たか分らんよな? これが沢山ある、例えば川から流れ来るものもあるだらうし、そういうものは、それは何ですか、例えば特定の港の仕事か、

○委員長(板谷謙助君) 誰の責任においてやるかという問題です。

○大隅憲二君 只今のところ決まっておらんです。

○委員長(板谷謙助君) 県がやるならやつてもいいし、これは誰がやるか

ことは、更に相当廣範囲な検討を要する面があるのでござります。ただこの港長關係の職務といたしましては、一

種を投棄することを制限をするとい

う一つの事項に止めまして、これを処理する事業自体を、或いは業者が營みますか、或いは府縣が処置をいたしま

すか、その辺の点につきましては別に触れていない、ということが現在の採つております処置でございます。

○委員長(板谷謙助君) けれどもそれにつれておらなかつたら法律になりますが、それが、大隅君、あなたの方の横須賀あたりの現況はどうですか。

○大隅憲二君 横須賀あたりの現況は、これは清掃をやらなければいかんが、なか／＼費用が……

○委員長(板谷謙助君) 誰の責任においてやるかという問題です。

○大隅憲二君 只今のところ決まっておらんです。

○委員長(板谷謙助君) 県がやるならやつてもいいし、これは誰がやるか

ことは、更に相当廣範囲な検討を要する面があるのでござります。ただこの

港長關係の職務といたしましては、一

種を投棄することを制限をするとい

う一つの事項に止めまして、これを処理する事業自体を、或いは業者が營みますか、或いは府縣が処置をいたしま

すか、その辺の点につきましては別に触れていない、ということが現在の採つております処置でございます。

○委員長(板谷謙助君) けれどもそれにつれておらなかつたら法律になりますが、それが、大隅君、あなたの方の横須賀あたりの現況はどうですか。

○大隅憲二君 横須賀あたりの現況は、これは清掃をやらなければいかんが、なか／＼費用が……

○委員長(板谷謙助君) 誰の責任においてやるかという問題です。

○大隅憲二君 只今のところ決まっておらんです。

○委員長(板谷謙助君) 県がやるならやつてもいいし、これは誰がやるか

ことは、更に相当廣範囲な検討を要する面があるのでござります。ただこの

港長關係の職務といたしましては、一

種を投棄することを制限をするとい

う一つの事項に止めまして、これを処理する事業自体を、或いは業者が營みますか、或いは府縣が処置をいたしま

すか、その辺の点につきましては別に触れていない、ということが現在の採つております処置でございます。

○委員長(板谷謙助君) けれどもそれにつれておらなかつたら法律になりますが、それが、大隅君、あなたの方の横須賀あたりの現況はどうですか。

○大隅憲二君 横須賀あたりの現況は、これは清掃をやらなければいかんが、なか／＼費用が……

○委員長(板谷謙助君) 誰の責任においてやるかという問題です。

○大隅憲二君 只今のところ決まっておらんです。

○委員長(板谷謙助君) 県がやるならやつてもいいし、これは誰がやるか

ことは、更に相当廣範囲な検討を要する面があるのでござります。ただこの

港長關係の職務といたしましては、一

種を投棄することを制限をするとい

う一つの事項に止めまして、これを処理する事業自体を、或いは業者が營みますか、或いは府縣が処置をいたしま

すか、その辺の点につきましては別に触れていない、ということが現在の採つております処置でございます。

○委員長(板谷謙助君) けれどもそれにつれておらなかつたら法律になりますが、それが、大隅君、あなたの方の横須賀あたりの現況はどうですか。

○大隅憲二君 横須賀あたりの現況は、これは清掃をやらなければいかんが、なか／＼費用が……

○委員長(板谷謙助君) 誰の責任においてやるかという問題です。

○大隅憲二君 只今のところ決まっておらんです。

○委員長(板谷謙助君) 県がやるならやつてもいいし、これは誰がやるか

ことは、更に相当廣範囲な検討を要する面があるのでござります。ただこの港長關係の職務といたしましては、一

種を投棄することを制限をするとい

う一つの事項に止めまして、これを処理する事業自体を、或いは業者が營みますか、或いは府縣が処置をいたしま

すか、その辺の点につきましては別に触れていない、ということが現在の採つております処置でございます。

○委員長(板谷謙助君) けれどもそれにつれておらなかつたら法律になりますが、それが、大隅君、あなたの方の横須賀あたりの現況はどうですか。

○大隅憲二君 横須賀あたりの現況は、これは清掃をやらなければいかんが、なか／＼費用が……

○委員長(板谷謙助君) 誰の責任においてやるかという問題です。

○大隅憲二君 只今のところ決まっておらんです。

○委員長(板谷謙助君) 県がやるならやつてもいいし、これは誰がやるか

ことは、更に相当廣範囲な検討を要する面があるのでござります。ただこの

港長關係の職務といたしましては、一

種を投棄することを制限するとい

う一つの事項に止めまして、これを処理する事業自体を、或いは業者が營みますか、或いは府縣が処置をいたしま

すか、その辺の点につきましては別に触れていない、ということが現在の採つております処置でございます。

○委員長(板谷謙助君) けれどもそれにつれておらなかつたら法律になりますが、それが、大隅君、あなたの方の横須賀あたりの現況はどうですか。

○大隅憲二君 横須賀あたりの現況は、これは清掃をやらなければいかんが、なか／＼費用が……

○委員長(板谷謙助君) 誰の責任においてやるかという問題です。

○大隅憲二君 只今のところ決まっておらんです。

○委員長(板谷謙助君) 県がやるならやつてもいいし、これは誰がやるか

ことは、更に相当廣範囲な検討を要する面があるのでござります。ただこの港長關係の職務といたしましては、一

種を投棄することを制限するとい

う一つの事項に止めまして、これを処理する事業自体を、或いは業者が營みますか、或いは府縣が処置をいたしま

すか、その辺の点につきましては別に触れていない、ということが現在の採つております処置でございます。

○委員長(板谷謙助君) けれどもそれにつれておらなかつたら法律になりますが、それが、大隅君、あなたの方の横須賀あたりの現況はどうですか。

○大隅憲二君 横須賀あたりの現況は、これは清掃をやらなければいかんが、なか／＼費用が……

○委員長(板谷謙助君) 誰の責任においてやるかという問題です。

○大隅憲二君 只今のところ決まっておらんです。

○委員長(板谷謙助君) 県がやるならやつてもいいし、これは誰がやるか

ことは、更に相当廣範囲な検討を要する面があるのでござります。ただこの

港長關係の職務といたしましては、一

種を投棄することを制限するとい

う一つの事項に止めまして、これを処理する事業自体を、或いは業者が營みますか、或いは府縣が処置をいたしま

すか、その辺の点につきましては別に触れていない、ということが現在の採つております処置でございます。

○委員長(板谷謙助君) けれどもそれにつれておらなかつたら法律になりますが、それが、大隅君、あなたの方の横須賀あたりの現況はどうですか。

○大隅憲二君 横須賀あたりの現況は、これは清掃をやらなければいかんが、なか／＼費用が……

○委員長(板谷謙助君) 誰の責任においてやるかという問題です。

○大隅憲二君 只今のところ決まっておらんです。

○委員長(板谷謙助君) 県がやるならやつてもいいし、これは誰がやるか

しなければならんといふ構想を以て、この法律案を立案されたのであります。か。現在の荷役の方法程度でいいのである。特別の措置か、設備をしなければならんといふことになると、これは非常に船舶運営の上において大きな問題が起つて来ると思ひますので、その点を伺います。

○委員長(板谷順助君) どうも、併しなんですね。この法律は要するに取締りだけの問題であつて、港内の清掃ということについて、成る程これは保安上できるだけ捨てないように監視をする。或いは犯した者はこれに罰則を加えるというようなことであるけれども、一面又港を整麗にするということは関係方面からのやかましい問題でこれができるのではないかと思ひます。が、こういう船は、或いは民間にやらせるという場合があるとしても、果して引合うかどうか分らない。従つて若し引合わない場合においてはこれに補助をやらなければならんという問題が起るわけですが、このごく船といふやつを保安廳が直轄をしてやるというだけの決意がなければ私はその目的を達することができないと思いますが、その点についての見解はどうでしようか。

○政府委員(大久保政雄君) 只今のところ、保安廳は勿論補助をするところまで考えておりませんが、これは今後厚生省、或いは府県その他関係の機関もござりますので、それべくの関係機関と十分協議をいたしまして、極力法律の実体を考慮されますような措置を講じて行きたいと考えております。

○委員長(板谷順助君) どうでしようか。今の政府委員の答弁で、それでよろしくござりますか。

○小野哲君 そうしますと、この法律案の精神から言ひますと、大体港内の、まあ平たく言えど、清掃の問題でしようが、これは海上保安廳が責任を持たれると同時に、又船舶が仮に生じた場合に、その引揚げ等については、海上保安廳が責任を取る。こういうよ

○政府委員(大久保謹雄君) 港湾の建設に關しましては、水質汚濁防止に關する限り、海上保安廳が責任を持つたる所であります。尙又沈船に關しましては、海上保安廳が責任を持つ範囲は、航路の障害になつておる沈船に關してございまして、一般の沈船に關しましては、操業の見地から処理するといつた場合におきましては、これは運送省の海運局の運送局の系統の責任である。かようにを終ります。

されでならない。こういう感じを受けるので、先程來この点に關する質問を實はいたしておつたような次第であります。同時に又経費の負担の問題にいたしましても、海上保安廳が責任があるとするならば、やはり海上保安廳の経費として、この法律を御出しになる限りにおいては、予算に計上するという取扱をさるべきじやないか。若し先程お話をなつたように、原狀回復のための義務を持つておる者に負担させるといふような方針で行くか、或いは当該地方公共團体、管理者である地方公共團体にこれを負担させるかといふようなことも明確にする必要があるのではないか。地方財政等の關係から申状回復義務者に委せると、どうことになると、余程取締の上で脅威をされなければ、実現は困難であるし、従つてこの改正法案の趣旨を達成することが困難となるのじやないか。こういふ点が懸念されますので、こういふような点について、はつきり政府委員がから御答弁を伺つて置きたいと、かようにも思ふ次第であります。

る次第であります。そこで只今の御質問の通り、沈船の引揚げに当りましては、どうしてもやはりこの引揚業者が採算上引揚げられない、という場合が起り得る次第でございまして、この場合におきましては、どうしても航海の安全のためには、國家が補助をして、これを揚げさせてる以外には別に方法はない次第であります。かような次第でありますて、先程御説明申上げました、約八千万円の航路警戒費は、どうしても揚げなければならん航路中での沈船を揚げると、かような経費でございます。そこで新らしく沈船が起りますて、そうしてそれが急速に揚げなければならんという場合におきましては、或いはその船舶の所有者と引揚業者との間の一つの契約關係において処理できるという場合におきましては、その辺に委してよろしいかと存する次第でありますて、それがどうしても困難であるといった場合におきましては、或いは國費で補助をすると、その場合においては、或いは予備金その他國における予算の措置を待ちまして、急速な措置を講ずる、ということを考えられる。かように存する次第であります。

透いたしまして、法律の目的に關しま

問題であろうと存する次第でございま

つきましては、主としてはその存在が

○委員長(板谷順助君) それじゃそれ

でよろしくござりますか。

○丹羽五郎君 ちょっと今この政府委員の説明は足らないように思いますが……

結局私共の今尋ねんとすることは、不可抗力における港の汚濁、又港が埋つて来るということによって私共は訊くんでなく、この取締の対象になる項によつて來た清掃はどこがやるのかと

によつて來た清掃はどこがやるのかといふことをお尋ねしておるわけあります。或いは海上からごみを港へ入れて来るといふような点でなくて、この取締規則の対象になるべき項によつて汚濁したものなどをどうがやるのか、その点をお尋ねしておるのであります。

○政府委員(大久保武雄君) 故意によつて港を汚濁した行為にあつては、故意によつてそぞら行を行いましたもの自体に原状回復の強制をいたしますわけでございます。

○丹羽五郎君 それはあと、港則法の改正の末尾に罰金刑或いは休刑とか何とかいうものがありますが、それによつて制裁をして行くだけなんですね。

○政府委員(大久保武雄君) 原状回復に現実の原状回復の行為自体をやらせることです。

○丹羽五郎君 そうすると原状回復させるのですが、罰金刑及び休刑、これは体刑はなかつた筈だが……罰金刑以外に体刑もあつたかな……その原状回復させるのですか。

○政府委員(大久保武雄君) 原状回復を命じます場合は故意の場合ですか。

○委員長(板谷順助君) 御異議ないと

おきましては、その点は斟酌をいたします。憲りにいたしました場合におきましては、それを取除かせることをまず、かよう相成るわけでござります。

○委員長(板谷順助君) それじゃどうです、この程度で以て質疑は打ちりますか……それでは質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。別に御発言もないようありますから……

○丹羽五郎君 この港則法の今度の改正は極く法案そのものから見ますならば、特定港を止めて港にするということが、又港内の取締の一部の改正といふことになりますが、只今我々の十分言わんとするところは今の政府委員の答弁によつて聽きましたので、私はこれによつて質疑を打つたらとかようになりますが……

○委員長(板谷順助君) 外に御意見はありませんか、討論は終局いたしました。これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(板谷順助君) それではこの次に運賃の法案について審議を継続いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

出席者は左の通り。

橋本萬右衛門 小野 哲 飯田精太郎
丹羽 五郎 入交 太蔵 大隅 憲二 内村 清次

橋本萬右衛門 小野 哲 飯田精太郎
丹羽 五郎 入交 太蔵 大隅 憲二 内村 清次

委員長 板谷 順助君 小野 哲君
丹羽 五郎君 内村 清次君

理事 板谷 順助君 小野 哲君
丹羽 五郎君 内村 清次君

委員 大隅 憲二君

内村 清次君
入交 太蔵君
飯田精太郎君

猪口 猛夫君

〔総員挙手〕

○委員長(板谷順助君) 全会一致可決すべきものと決定いたしました。尙本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四條によりまして予め多数意見者の承認を受けなければならんことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、及び表決の結果を報告することに御承認を願うことに御異議ございません

昭和二十四年五月十四日印刷

昭和二十四年五月十六日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 局